

# 丘珠空港機能強化検討会 設置要綱

令和5年3月8日  
まちづくり政策局都市計画担当局長決裁  
(令和6年8月7日一部改正)

## (趣旨及び目的)

第1条 札幌市が策定した「丘珠空港の将来像」に示す機能強化策の実現に向けて、共用空港である丘珠空港の関係行政機関及び地元関係団体で、滑走路延伸を含む各種機能の強化に必要な議論を行い、課題の洗い出しや情報の共有を図っていく。

## (活 動)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 丘珠空港の将来像に示す機能強化策に関する意見交換及び情報共有
- (2) 丘珠空港における各種機能強化の課題整理及び対応策の検討
- (3) その他必要な事項

## (組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、活動に一定の成果があり、第5条に基づき選出された座長が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

## (座 長)

第5条 検討会には、座長1名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会の議長となり、会務を統括する。
- 4 座長は、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を検討会に参加させることができる。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

## (会 議)

第6条 検討会は、座長が召集する。

- 2 検討会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 前項の規定に関わらず、検討会は、構成員の招集が困難な場合等、座長が特に必要と認める場合においては、Web会議または書面会議により開催することができる。

## (謝 礼)

第7条 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額に準じた額を支給することができる。

## (事務局)

第8条 検討会の庶務を行うため、事務局を札幌市まちづくり政策局空港活用推進室空港担当課に置く。

(守秘義務)

**第9条** 検討会の委員は、個人情報やその他検討会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、検討会に関する資料等を検討会の承諾を得ずに公開することを禁止する。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会において定める。

**附 則** この要綱は令和5年3月8日から施行する。

**附 則** (令和5年4月17日一部改正)

この要綱は令和5年4月17日から施行する。

**附 則** (令和6年8月7日一部改正)

この要綱は令和6年8月7日から施行する。

(別 表)

丘珠空港機能強化検討会 構成委員名簿

所 属	部署名等	備考
有識者	学識経験者	
国土交通省	航空局航空ネットワーク部空港計画課	
	航空局航空ネットワーク部空港技術課	
	航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課	
	東京航空局空港部空港企画調整課	
	東京航空局丘珠空港事務所管理課	
	北海道開発局港湾空港部空港・防災課	
防衛省	防衛政策局運用基盤課	
	整備計画局施設計画課	
	整備計画局施設整備官付施設管理室	
	陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課	
	陸上自衛隊北部方面総監部装備部施設課	
北海道	総合政策部航空港湾局航空課	
札幌市	まちづくり政策局空港活用推進室空港担当課	事務局
札幌丘珠空港ビル(株)	総務部	
北海道エアポート(株)	総合企画本部企画部経営企画課	
(株)北海道エアシステム	経営企画部	
(株)フジドリームエアラインズ	経営企画部	
トキエア(株)	事業戦略室	
定期航空協会		